

平成 30 年度におけるいじめ及び不登校に関する調査報告について

東京都教育委員会が、毎年ふれあい月間（6・11月）として、全小中学校に対して行ういじめ及び不登校等の状況調査に加え、杉並区教育委員会が毎年2月に独自に行う都と同様の項目による調査を合算した数値を報告する。

1 いじめについて（4月～2月）

年度	小学校			中学校			合計		
	認知学校数 (認知率)	認知件数	解消件数 (解消率)	認知学校数 (認知率)	認知件数	解消件数 (解消率)	認知学校数 (認知率)	認知件数	解消件数 (解消率)
26 年度	37 (90.2%)	328	280 (85.4%)	22 (95.7%)	149	129 (86.6%)	59 (92.2%)	477	409 (85.7%)
27 年度	39 (95.1%)	318	275 (86.5%)	20 (90.0%)	179	164 (91.6%)	59 (92.2%)	497	439 (88.3%)
28 年度	41 (100%)	1,507	1,332 (88.4%)	22 (95.7%)	221	198 (89.6%)	63 (98.4%)	1,728	1,530 (88.5%)
29 年度	41 (100%)	1,753	1,603 (91.4%)	20 (90.0%)	232	199 (85.8%)	61 (95.3%)	1,985	1,802 (90.8%)
30 年度	41 (100%)	3,105	2,917 (93.9%)	23 (100%)	246	215 (87.4%)	64 (100%)	3,351	3,132 (93.5%)

※いじめ解消の判断基準：

- ・いじめに係る行為が止んでいる状態が相当の期間（少なくとも3か月を目安）継続していること
- ・被害児童・生徒が心身の苦痛を感じていないこと

【主な特徴】

- ・いじめの認知件数は、小・中学校ともに増加傾向が続いている。平成28年度に、国の基本的な方針が改訂され、いじめの認知に係る感度を高めたことで認知件数が増え、更に平成29年度に区の基本方針を改訂したことで、例え軽微に思われる事案であっても本人の訴えを受け止めて適切な対応を行うよう徹底を図ったことから認知件数が増加し、この対応が継続されていると考える。
- ・いじめ発見のきっかけは、「アンケート調査などの学校の取組による発見」が最も多い。各学校では、毎学期アンケートを実施しており、このことが有効に機能している結果ととらえている。

【今後の主な対応】

- ・学校においては、早期発見につなげる取組として、アンケート調査以外にも、安心して相談できる体制づくりや校内環境づくりに取り組む。また、役割分担を明確にした早期対応を徹底する。
- ・教育委員会では、管理職や生活指導担当教員等校内対応をコーディネートする者を対象とした初期対応の重要性についての研修内容を充実するとともに、若手教員を対象とした研修資料を作成していく。各学校には、早期からの組織的な対応、関係機関等との連携による対応等の徹底を図るよう指導する。
- ・教育委員会では、対応が長期化・複雑化しているケース等について、杉並区いじめ問題対策委員会に報告し、専門的な知見を有する委員からの助言を受け、学校での対応の充実につなげる。

2 不登校について

年度	小学校		中学校		合計	
	発生学校数 (発生率)	不登校者数 (出現率※)	発生学校数 (発生率)	不登校者数 (出現率※)	発生学校数 (発生率)	不登校者数 (出現率※)
26年度	28 (68.3%)	62 (0.33%)	23 (100%)	173 (2.7%)	51 (79.7%)	235 (0.94%)
27年度	29 (70.1%)	91 (0.48%)	23 (100%)	155 (2.4%)	52 (81.2%)	246 (1.0%)
28年度	39 (95.1%)	118 (0.60%)	23 (100%)	215 (3.3%)	62 (96.9%)	333 (1.3%)
29年度	38 (92.7%)	137 (0.69%)	23 (100%)	209 (3.3%)	61 (95.3%)	346 (1.31%)
30年度	39 (95.1%)	184 (0.89%)	23 (100%)	302 (4.8%)	62 (96.9%)	486 (1.8%)

※出現率＝不登校者数÷在籍者数×100

【主な特徴】

- ・小学校では不登校児童数が増加傾向にあり、学年の上昇とともに増加する傾向にある。中学校においては不登校生徒数が急増している。また、前年度から引き続き不登校状態にある生徒も多く、不登校が長期化する傾向にある。

【今後の主な対応】

- ・学校では、不登校傾向の現れた初期段階から、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等の専門性を生かした対応を踏まえ、子ども家庭支援センター、児童相談所等と連携を定期的に図りながら、更に対応の充実に努めていく。加えて、きめ細やかな不登校相談を行いながら、ふれあいフレンド事業、さざんかステップアップ教室（適応指導教室）等も活用し、不登校児童・生徒一人ひとりの状況に応じた支援の充実に図る。
- ・教育委員会では、若手教員向け初期対応シートを作成し、丁寧な対応を行うことで、長期化につながらないような支援を行う。また、教育機会確保法の趣旨を踏まえながら不登校児童・生徒の社会的自立や多様な学びの機会を確保するために、フリースクール等との意見交換会を実施して情報共有を行い、よりよい支援策の検討を行っていく。適応指導教室において、教室合同スポーツフェスティバルや社会科見学の実施等に加え、平成29年度からの宿泊行事を引き続き実施することにより、成功体験や人とのかかわりなど様々な機会も有効に活用しながら、不登校児童・生徒の社会的自立を支援する。
- ・今後も、不登校児童・生徒への初期対応の充実により学校復帰への支援を図るとともに、教育機会確保法の趣旨を踏まえ、家庭にいる不登校児童・生徒に対するICT等を活用した学習支援も視野に、個々の状況に応じたきめ細かい支援の在り方について検討する。